vol.3

Gensai.Net

平成29年1月20日発行

取組状況(1)

広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

想定最大規模降雨による浸水想定区域の公表【山形河川国道事務所】

~想定を超える降雨時の水害リスクを知り、安全な避難行動を~

一山形河川国道事務所では、減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、最上川上流域の直轄区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を公表しました。

洪水浸水想定区域等は、山形河川国道事務所調査第一課において縦覧しているほか、下記の事務所ホームページで公表しておりますので、自分の居る場所がどんなリスクがあるのか確認して下さい。

URL http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/hanran/

【効果】

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域も公表しています。これらの情報により、**市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取り組みが**進むことが期待されます。

取組状況(2)

防災教育や防災知識の普及

要配慮者利用施設の管理者向け説明会の実施【山形県】

~洪水時の被害軽減に努めていただくために~

昨年8月31日、台風第10号の豪雨により岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

このため、山形県では、水害・土砂災害における適切な対応について理解を深めていただくため、国土交通省と連携し、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象とした、防災情報の活用や水害・土砂災害への備え等に関する説明会を下記により開催します。

■会場一覧

日付	時間	開催地	施 設 名	対象市町村
平成29年2月14日(火)	14:00~16:00	東根市	東根市さくらんぽタントクルセンター (東根市中央一丁目5-1)	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町
" 2月15日(水)	10:00~12:00	山形市	山形国際交流プラザ 山形ビックウイング (山形市平久保100)	山形市、上山市、山辺町、中山町の高齢者施設
	14:00~16:00			山形市、上山市、山辺町、中山町の障がい者施 設、保護施設、児童福祉施設
" 2月17日(金)	14:00~16:00	米沢市	伝国の杜 (米沢市丸の内一丁目2-1)	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
" 2月20日(月)	14:00~16:00	寒河江市	寒河江市中央公民館 (寒河江市大字西根字石川西333)	寒河江市、西川町、大江町、朝日町
" 2月21日(火)	14:00~16:00	長井市	タスパークホテル (長井市館町北6-27)	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町

避難情報の新たな名称と伝え方

~確実な避難行動がとれるように~

政府は、平成28年台風第10号がもたらした水害を教訓とし、住民が的確な避難行動がとれるよう 避難に関する情報提供の改善方策等について検討しました。

今般、高齢者等の要配慮者が避難を開始する段階であることを明確にするため、避難準備・勧告・ 指示について、以下のとおり**名称が変更**されました。

早め早めの避難を行うために、市町から発令される避難情報の入手方法(市町ウェブサイト、防災無線等)については、改めて確認して下さい。

新たな名称 以下①~③の点を考慮 避難指示 ①できるだけ短く 避難勧告 遊難勧告 避難勧告 避難事備」という言葉は残しつつ 避難事備 ③情報が持つ意味を名称に付記 避難準備情報

発令時のイメージ(防災行政無線、テレビの例)



避難準備・高齢者等避難開始

- ○○地区に<u>「避難準備・高齢者等避難開始」</u>が発令されました。○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいております。<u>次に該当する方は、避難を開始</u>して下さい。
- ▶ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、<u>避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方</u>
- ▶ 川沿いにお住まいの方 (急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)

以上の方は、避難を開始して下さい。なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。 それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

テレビによる伝達のイメージ



<u>避難勧告</u>

○○地区に<u>「避難勧告」</u>が発令されました。○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

避難指示(緊急)

○○地区に<u>「避難指示」</u>が発令されました。○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。未だ避難していない方は、<mark>緊急</mark> に避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。

編集後記

昨年の台風第10号 豪雨災害を踏まえ、本号で紹介した避難情報の名称変更など、いざという時に適切な避難行動を促すための新たな取組が進められています。

今年は羽越水害から50年目の節目の年となります。住民自身による、自発的な避難行動の重要性を考えていただくキッカケになうような取組を様々準備していますので是非参加して下さい!

※羽越水害50年各種行事はこちらです

お問合せ先

5 0 年行事 Q